

税制適格ストック・ オプションまるわかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年11月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

税制適格ストック・オプションまるわかりガイド

税制適格ストック・オプションの概要

ストック・オプションとは？

企業の役員や従業員が、あらかじめ定められた金額（権利行使価額）で自社の株式を取得できる権利のことです。

税制適格ストック・オプションとは？

ストック・オプションのうち、租税特別措置法に定められた一定の要件を満たすことで、税制上の優遇措置を受けられるものを指します。

主に、役員や従業員へのインセンティブ（報酬）プランとして活用されています。

税制適格ストック・オプションまるわかりガイド

税制適格SOのメリット（税制優遇）

最大のメリットは、税金が発生するタイミングと税率です。通常のストック・オプション（税制非適格SO）と比較して、税負担が大幅に軽減されます。

比較表：課税タイミングと税率

比較項目	税制適格SO	通常（税制非適格）SO
①権利行使時（自社株の購入時）	課税なし	課税あり（給与所得として最大55%）
②株式売却時（利益確定時）	課税あり（譲渡所得として約20%）	課税あり（譲渡所得として約20%）

ポイント

通常SOで発生する、権利行使時の「給与所得」としての課税（最大55%）がありません。

課税は株式売却時の1回のみとなり、その際の税率も「譲渡所得」としての一律約20%で済みます。

税制適格ストック・オプションまるわかりガイド

税制適格SOであるための要件

税制優遇を受けるためには、以下の要件（租税特別措置法第29条の2）を満たす必要があります。

1:発行価額

- ・無償発行であること（権利付与時に払い込む金額がないこと）

2:付与対象者

- ・会社およびその子会社の「取締役」「執行役」「使用人」であること
- ・（対象外：監査役、大口株主（未公開会社は1/3以上保有）とその親族など）

※令和元年以降、一定の要件下で社外の高度人材も対象に拡大

3:権利行使価額

- ・権利行使時の1株あたりの価格が、「ストック・オプション契約時の株価（時価）以上」であること

4:権利行使期間

- ・権利付与の決議日から「2年」を経過した日から「10年」を経過する日までに行使すること。※設立5年未満の未上場企業は「15年」まで延長の場合あり

税制適格ストック・オプションまるわかりガイド

税制適格SOであるための要件

5:権利行使限度額

- ・権利行使にかかる価額の合計額が、年間で一定額以下であること
- ・（令和6年改正後）設立5年未満：年間2,400万円
- ・（改正後）設立5年以上20年未満（非上場等）：年間3,600万円

6:譲渡禁止規定

- ・付与されたストック・オプションの権利は、他者に譲渡できないこと。

7:保管委託

- ・権利行使により取得した株式は、発行会社自身または証券会社等で管理（保管委託）する必要がある。※令和6年度改正で発行会社自身での管理も可能に。